

## 令和6年第12回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年12月6日(金)午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号

非農地通知について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条第3項の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出席委員

農業委員 7名

1番 久保 賢一

2番 後藤 利夫

3番 彌田 和好

4番 齊藤 孝一

5番 久恒 美千代

6番 星野 賢一

7番 小畑 義宏

※ 番号は議席番号

出席職員

事務局長 岩男 涼子

局長補佐 中川 朋美

開会14:00

(事務局)

会議を始めるにあたり、お願い事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

また、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

只今より令和6年第12回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。

それでは、会長お願いいたします。

(議長)

皆さんこんにちは。改めまして、今年も残すところ1か月を切り、なんとなく慌ただしくなってきました。

先月は芋ほり大変お疲れ様でございました。芋ほり当日より準備の方が大変だったような気がします。責任者の2番委員と皆様方、大変お疲れ様でした。〇〇幼稚園からお電話があり、大変喜んでいたというふうに聞いております。そして皆様方にもよろしくお伝えくださいとのことでした。

それと来年は全国棚田サミットがありますので、また協力をしてくださいまでは言っていないですけど何らかの形で協力をせんと悪いのかなあとというふうにもあります。その時は、まあ気持ちよくしようかなというふうにも考えております。

それと新年会ですが、忘年会を止めて、新年会という形でやっ払いこうと、またあとで事務局の方から説明があらうかと思えます。

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、4番職務代理、5番委員をご指名いたします。よろしくお願ひいたします。

本日の総会も時間を短縮して行いたいと思えます。議案につきましては、事前に皆さんに送付

しておりますので、審議が必要なものについては事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しい説明を求めたいと思います。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」申請番号1番を議題といたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案をご覧ください。

番号1 贈与人は熊本県菊池郡の方、受贈人は別府市の方です。

贈与人の職業は無職、受贈人の職業は飲食業、区分は農業振興地域外です。

申請の土地は、朝見三丁目 地目 畑 現況 畑 109㎡です。

申請の事由、贈与人は、県外在住で農地の管理ができないため、受贈人は新規で農業を始めるため、というものです。

お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。4 ページが字図、5 ページが航空地図、6ページから7ページが先日、3番委員と中部地区推進委員が現地確認した写真です。

(議長)

只今、議案番号1番申請番号1について事務局の説明が終わりました。中部地区の3番委員に確認をお願いいたしました。補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

はい。推進委員と現地を確認いたしました。航空写真の、6ページの航空写真を見ると、右上が朝見神社の横の駐車場、それからちょっと大きなところで、入り口としてはもう軽も入らないくらいの狭い道をずっと奥に入っていったところになります。現在、多分受贈人の〇〇さんがこれ植えているんじゃないかと思われ、これらっきょうですかね、以前島ラッキョウを植えるということで聞いていたので島らっきょうかなと。それから木としては種無しカボスが2本、柿が1本と、まあ一応耕作はされておりました。以前の基準だとこれは取得できなかったかと思いますが、農地法の改正があったのでこれは問題ないと思います。

(議長)

只今、3番委員の補足説明が終わりました。議案番号1番申請番号1について、ご意見等あれば、お受けいたします。

(各委員)

なし

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号番号1の「非農地通知について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。非農地通知についてご説明いたします。

令和6年の利用状況調査(農地パトロール)で非農地と判断された土地に対し、非農地通知を送付するものです。非農地判断は総会の審議は不要となっておりますが、三人以上の委員での判断が必要なため、農地パトロールの時に撮影していただいた写真をこの総会の場でみなさんで確認のうえ、非農地かどうかの判断をしていただきますようお願いいたします。

まず、1番についてです。番号1番は 所有者 別府市の方 農振農用地区域、大字東山、田、現況 荒地、2,303 m<sup>2</sup> 外2筆 計 3,457 m<sup>2</sup>です。

今年1月、この方の所有する別の農地に非農地通知を送った際に、これらの土地も耕作していないとの連絡をいただき、今年度の利用状況調査で非農地であることを確認したものです。現地の写真は資料の8ページと9ページの上段になります。

(議長)

只今、議案第2号番号1について事務局の説明が終わりました。東山地区の5番委員に確認をお願いいたしましたので、補足説明をお願いいたします。

(久恒委員)

はい。推進委員さんと一緒に確認に行っただけですけども、すごく危険な場所なので近くに行くことができませんでした。写真もちよっとあまり十分でない写真なんですけど、まず8ページの上から1番目と2番目、柿の木があるんですけども農地は柿の木のちょうど奥の方に柵が見えると思うんですけども、この柵の向こう側になるんですね、柵の向こう側は深さ50m~80m位の谷底になっていて、川が流れていて。そこの谷底に当時あったというふうに聞いています。所有者の方はもう亡くなっているんですけども、親戚の方や地区の方もここに足を踏み入れることはできなかったんですけども。あと、台ノ前、ここも同じような状況で、農地があったと思われるところは

川が流れていて、栗の木が川の中からそびえたっていて、ここは非農地で何も問題ないと思います。

(議長)

只今、5番委員の補足説明が終わりました。議案第2号 番号1について、ご意見等があればお受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号番号1について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第2号番号1については、非農地判断することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号番号2について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

番号2は 所有者 長野県上田市の方 農振農用地区域、大字東山、畑、現況 荒地、1,325㎡ です。現地の写真は資料9ページの中段と下段になります。所有者も、現地は非農地であると認識しているそうです。

(議長)

只今、議案第2号番号2について事務局の説明が終わりました。東山地区の5番委員に確認をお願いいたしましたので、補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

ここも写真が十分でないんですけども、周りに大きなハウスがあって、手前に柵があってちょっと入ることができなかつたんですね。推進委員さんが地元の人に聞いたところ、農地として活用するのは難しいとのことでした。

(議長)

只今、5番委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について、ご意見等があればお受けいたします。

(7番委員)

このハウスが建っているところがその該当番地になるんですか。

(5番委員)

はい。ごめんなさい、ハウスがあるんですけど、ハウスの向こうの山みたいなのがあって、その一部が。ハウスは全然関係なくて、ハウスは写ってしまっただけなんです。

(議長)

7番委員よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号番号2について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第2号。番号2については、非農地判断することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号番号3について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

番号3は 所有者 別府市の方 農振農用地区域、大字東山、畑、現況 宅地、413 m<sup>2</sup>です。

こちらの土地は、今年の1月、隣地の荒地に対して送った非農地通知に対し、資産税課から問い合わせがあったものです。

昨年、現地確認をして非農地と判断した地番に、公簿上20年以上前から家が建っているとの内容でした。航空写真、字図等を照会したところ、所有者が建築当時、誤って隣地の地番に建物の表示登記をしていたことがわかりました。写真は10ページです。現地調査を行い、申請の土地は宅地化して20年以上経過していることが確認できましたので、非農地判断を行っていただくものです。

また、今年初めに送付した隣地の非農地通知にも誤りはありませんでした。

所有者は、現在入院中ですが、固定資産等を管理している親族の方に資産税課とともに状況を説明し、ご理解をいただいております。

(議長)

只今、議案第2号番号3について事務局の説明が終わりました。東山地区の4番委員に確認をお願いいたしましたので、補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

7月23日の農地パトロールの時に、現地に行って確認させていただきました。登記の時に逆の番地を登記したということで問題ないと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます。只今、4番委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号3について、ご意見等があればお受けいたします。

(各委員)

異議なし。

(議長)

特にご意見、ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号番号3について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第2号申請番号3については、非農地判断することに決定いたしました。

ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1から番号5について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

次に、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届1番及び2番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

次に、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届番号1～6番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

閉会 14 時20分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 \_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_ 4番委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_ 5番委員 \_\_\_\_\_